

令和7年度 ダイオキシン類測定調査業務仕様書

調査項目…大気、公共用水域（水質、底質）、地下水及び土壌に係るダイオキシン類

測定内容の概要

(1) 大気

① 測定地点

西部大気汚染測定局（百楽園四丁目）、春日中学校（西木辻町）（別図1、2のとおり）

② 測定対象物質

ダイオキシン類（PCDDs、PCDFs及びCo-PCBsを合わせた総称）

③ 測定時期、回数及び検体数

令和7年9月～令和8年2月（表-1）

西部大気汚染測定局 2回（測定時期については、表-1参照、前期に二重測定1回）

春日中学校 2回（測定時期については、表-1参照、後期に二重測定1回）

以上**4回6検体**

※ 台風時等に調査したデータは不可とする。

④ 試料採取及び測定方法

環境省 水・大気環境局「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（令和4年3月）
に準ずる方法

（試料採取時間） 流量100ℓ／分で7日間連続1000m³程度採取する。

（測定方法の概要） 環境大気中のダイオキシン類を石英繊維ろ紙及びポリウレタンフォームに捕集し、適切な抽出、前処理を行った後、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計（HRGC-HRMS）を用いて定量する。

（関連調査事項） 試料採取場所・位置、年月日、曜日、時刻、風向・風速・天候等の気象条件を記録する。（奈良地方気象台のデータ使用可）

⑤ 留意事項

（試料採取）

- ・一定流量で7日間採取する。
- ・台風時等には試料採取を中止する。
- ・「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（令和4年3月）に準ずる方法。

（ブランク値） 操作ブランク試験、トラベルブランク試験は毎回行う。

（二重測定） 二重測定は（表-1）で指定した時期に行い、同一条件で採取した二つ以上の試料について同様に分析し、定量下限値以上の濃度の測定対象物質について両者の差が30%以下とする。差が大きい場合は、機器の点検を行い、再度試料採取を行う。

表－1 調査時期及び回数

場所 \ 時期	前期	後期
	9月～10月	1月～2月
西部大気汚染測定局	◎	○
春日中学校	○	◎

○は1検体、◎は二重測定

(2) 公共用水域（水質、底質）

① 測定地点

富雄川、菩提川（別図3、4のとおり）

② 測定対象物質

ダイオキシン類（PCDDs、PCDFs及びCo-PCBsを合わせた総称）

③ 測定時期、回数及び検体数

令和7年10月～令和8年1月

各地点1回 水質2検体（二重測定（佐保川）1検体）

底質2検体（二重測定（佐保川）1検体） **計6検体**

※ 比較的晴天が続き水質が安定している日を選ぶ。

④ 試料採取及び測定方法

「JIS K 0312 (2020)」(工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法)及び環境省水・大気環境局「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」(令和4年3月)に準ずる方法

(関連調査事項) 試料採取場所・位置、年月日、曜日、時刻、天候等の気象条件、水温、SS、pH、電気伝導率、外観（色相）、透視度、臭気、n-ヘキサン抽出物質、含水率、強熱減量、色、粒度組成、各試料においてマニュアルに記載ある項目及び測定に影響を与え得る事項を記載する。

(3) 地下水

① 測定地点

古市町、奈良阪（別図5、6のとおり）

※測定地点は協議の上、変更する場合があります。

② 測定対象物質

ダイオキシン類（PCDDs、PCDFs及びCo-PCBsを合わせた総称）

③ 測定時期、回数及び検体数

令和7年10月～令和8年1月

各地点1回 2検体（二重測定（古市町）1検体） **計3検体**

④ 試料採取及び測定方法

「JIS K 0312 (2020)」(工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法)に準ずる方法

(関連調査事項) 試料採取場所・位置、年月日、曜日、時刻、天候等の気象条件、水温、SS、pH、電気伝導率、外観(色相)、透視度、臭気、n-ヘキサン抽出物質、濁度、各試料においてマニュアルに記載ある項目及び測定に影響を与え得る事項を記載する。

(4) 土壌

① 測定地点

奈良市立都南中学校(別図7のとおり)

② 測定対象物質

ダイオキシン類(PCDDs、PCDFs及びCo-PCBsを合わせた総称)

③ 測定時期、回数及び検体数

令和7年10月～令和8年1月

1回 1検体(二重測定1検体) 計2検体

④ 試料採取及び測定方法

環境省 水・大気環境局「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(令和4年3月)に準ずる方法

(関連調査事項) 試料採取場所・位置、年月日、曜日、時刻、天候等の気象条件、含水率、強熱減量、土性、土色、各試料においてマニュアルに記載ある項目及び測定に影響を与え得る事項を記載する。

特記事項

(1) 試料採取及び測定等について

- ① 大気の試料採取について、途中点検(週の中ごろ1回)時または終了時に、状況及び採取地点の異常の有無を確認し、異常があれば速やかに報告すること。
- ② 試料の採取、輸送、前処理、機器分析に伴って発生する汚染の防止に最善の注意を払うとともに、試料採取後速やかに測定すること。
- ③ 検出下限及び定量下限については、各マニュアル等に従うものとする。
- ④ 汚染が明らかになった場合には、至急本市に連絡するとともに原因を明らかにし、受託者の責務において可能な限り速やかに試料の再採取および再測定を実施すること。
- ⑤ 本市の確認において、測定結果等に疑義が生じた際は、受託者の責務において可能な限り速やかに試料の再採取および再測定を実施すること。
- ⑥ 試料採取は、本市が別途指定する日に行う。なお、試料採取時において周囲の状況に異常があれば本市に連絡し、対応を協議すること。試料採取が不適切と本市が判断した場合は、改めて本市が指定する日に試料採取を行うこと。

(2) 測定結果の報告

報告書は契約書に定めた日までに1部提出するものとし、概要は次のとおりとする。

- ① 測定概要（測定名、目的、測定対象物質、測定地点、測定日時）
- ② 測定方法（試料採取、前処理、分析の方法）
- ③ 測定結果（分析結果、試料採取量、濃度、精度管理情報、その他関連調査事項等）
- ④ 資料（試料採取開始、途中点検（週の中ごろ1回）、終了後状況現場写真等）
- ⑤ 報告書作成において、文章及び表はWord、Excelを用い、その電子データ（CD-R）1部を添付すること。また、環境省のダイオキシン類測定データ報告システムを用い、入力した電子データを添付すること。（報告システムの記入項目は全て網羅すること。）
- ⑥ 全体の報告を令和8年3月13日（金）までに提出する。ただし、試料採取後1ヶ月以内に測定結果（濃度）を速報値として報告するものとする。

(3) 精度管理

「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針」（平成22年3月31日改訂）に基づいて適正に行い、必要に応じ書類等を提出するものとする。

(4) その他

その他、この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、本市と協議の上決定すること。